

第二百七十六号議案

東京都保健医療局関係手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年十二月三日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都保健医療局関係手数料条例の一部を改正する条例

東京都保健医療局関係手数料条例（平成十二年東京都条例第八十七号）の一部を次のように改正する。

別表二十一の項イ中「大麻草採取栽培者の」を「第一種大麻草採取栽培者の」に、「大麻草採取栽培者免許申請手数料」を「第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料」に、「八千円」を「二万三千七百円」に改め、同項ロ中「大麻草採取栽培者名簿」を「第一種大麻草採取栽培者名簿」に、「大麻草採取栽培者登録変更手数料」を「第一種大麻草採取栽培者登録変更手数料」に改め、同項ハ中「大麻草採取栽培者の」を「第一種大麻草採取栽培者の」に、「大麻草採取栽培者免許証再交付手数料」を「第一種大麻草採取栽培者免許証再交付手数料」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年三月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号。以下「改正法」という。）附則第七条の規定により改正法第二条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十四号）第五条第一項の規定に基づく免許の申請がなされた場合においては、前項の規定にかかわらず、この条例による改正後の東京都保健医療局関係手数料条例別表二十一の項イに定めるところにより、手数料を徴収す

る。

3 この条例による改正前の東京都保健医療局関係手数料条例別表二十一の項の規定は、改正法附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされる大麻草採取栽培者については、なおその効力を有する。

(提案理由)

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律(令和五年法律第八十四号)の施行による大麻草の栽培の規制に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十四号)の改正に伴い、規定を整備するほか、手数料の額を改定する必要がある。